



長野県報

9月24日(金)
平成16年
(2004年)
第1595号

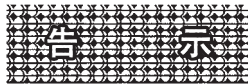
目次

告示

障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第354号)の一部改正(障害福祉課)	1
保安林予定森林(3件)(森林保全課)	1
解除予定保安林(森林保全課)	3
道路の供用の開始及び関係図面の縦覧(道路維持課)	3
特定計量器の定期検査(産業技術課)	3

公告

特定非営利活動法人まつしろ遊食プロジェクトの設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業振興課)	4
土地改良区の定款変更(土地改良課)	5
指定給水装置工事事業者の指定(水道課)	5



長野県告示第529号

障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第354号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

別表の主体工事費の項を次のように改める。

主体工事費	<p>1 1平方メートル当たり基準単価157,100円(実1平方メートル当たり単価が1平方メートル当たり基準単価に満たないときは、実1平方メートル当たり単価とする。)に次に定める基準面積(実面積が基準面積に満たないときは、実面積とする。)を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 20px;">基準面積 15.8㎡×利用定員(15人を超える場合は15人とする。)</p> <p>2 修繕その他特別な整備を必要とする場合は、別に定めるところにより知事が承認した額</p>
-------	---

別表の初度調弁費の項中「108,000円」を「82,000円」に改める。

障害福祉課

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡松川村字芳小屋3237の2、3237の3、字から沢3472、3478から3480まで、美麻村字墓下2719のイ、2719のロ、2720、字浦山2721、2722、2727から2729まで、2764のイ、字ウトウ2723から2726まで、字東山2730、2733の2、字宮ノ脇2736のロ、2736の1、2738、字横マクリ2764のロ、小谷村大字千国字馬越乙2691の1から乙2691の3まで、乙2864の1、乙2865の1、乙2866、大字中小谷字上ノ山丙5784、丙5785、字野田丙6979、字家ノ上丙8081、大字北小谷字宮ノ上11174、大字中土字深沢川原18683のロ、18686
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字手良野口字小屋日影2399の1、2399の2、字牛久保2408、字ノタリ久保2409、2410、字トギ久保2439、字大横ヌラ2440

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字福島字原1979の560、1979のホ、1979のへ、大字手良野口字八幡前2513、字八幡山2515の1、2515の2、駒ヶ根市赤穂20の254、20の256、20の375、20の403、20の404、20の407、20の408、20の411、20の412から20の414まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、20の537、20の538、20の738から20の741まで、20の758から20の763まで、20の853から20の860まで、21の3、21の6、21の234から21の283まで、21の285、上伊那郡箕輪町大字三日町字中込2323、2368、2369の1（次の図に示す部分に限る。）、字高畑2375の1、2375の2、2375の4、2375の6、飯島町飯島244の3から244の5まで、244の10、3907の395から3907の399まで、3907の1573

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

赤穂20の254、20の256、20の375、20の403、20の404、20の407、20の408、20の411から20の414まで、21の235・21の237・21の247・21の248・21の253・21の254・21の257・21の258（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、字中込2323、2368、2369の1、飯島244の3から244の5まで、244の10、3907の395から3907の399まで、3907の1573

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備えて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上田市大字上田字二ノ宮511のイ、644の1、644のロ、646の1、646のイの2、646のロ、646のハ、646のニ、646のホ、649の2、690のイの1、690のイの2、690のロの1、690のロの2、690のロの3、690のハの1、690のハの2、690のニの1、690のニの2、691、699のロの2、706の1、706のロ、707、708、709の1、709のロ、715の1、715のロ、722のロの1、岡谷市長地字赤渋山7969の3、7969の47から7969の50まで、南佐久郡北相木村字山木4989の1、4989の2、4990の1から4990の4まで、4991、4992の1、4992の2、4992の4、字下大桑5028の1から5028の3まで、字黒岩5173の1、5174の1、5174の6、5174の7、字よせ沢5379、5379の1、5379の2、5379の5、5379の6

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字上ヶ屋字片山1141、1142の1（次の図に示す部分に限る。）、1143の3、1156のイ、1156のロ、1157、1158、松代町豊栄字建板3903から3908まで、3909のイ、3909のロ、3910の1、3910のイ、3911、3912、3914の1、3914のイ、3915、3916のイ、3916のロ、3917、3918の1、3918のイ、3919から3928まで、3929の1、3929のイ、3930から3932まで、3933の1、3933のイ、3934のイ、3934のロ、3935から3938まで、3939の1、3939の2、3940、3942から3952まで、3955の1、3956のイ、3956のロ、3957、3958の1、3958のイ、3959、3960、3961のイ、3961のロ、3962から3964まで、字小日向3965、3967、3970、3972、岡谷市川岸字入沖沢日影ムジナ石9484の2、字谿石9485、字仲山9516の1、9516の2、字追平9674の1、南佐久郡佐久町大字大日向字石堂2124の20、小県郡丸子町大字東内字所沢3756のイの2、3762の2、3763

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片山1141、1142の1、1143の3、1156のイ、1156のロ、1157、1158、字建板3903から3908まで、3909のイ、3909のロ、3910の1、3910のイ、3911、3912、3914の1、3914のイ、3915、3916のイ、3916のロ、3917、3918の1、3918のイ、3919から3928まで、3929の1、3929のイ、3930から3932まで、3933の1、3933のイ、3934のイ、3934のロ、3935から3938まで、3939の1、3939の2、3940、3942から3952まで、3955の1、3956のイ、3956のロ、3957、3958の1、3958のイ、3959、3960、3961のイ、3961のロ、3962から3964まで、字小日向3965、3967、3970、3972、字石堂2124の20、字所沢3762の2・3763（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年 9月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡坂北村字北山11322の324
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年10月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年 9月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 県道大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
東筑摩郡坂北村字北山11322番の279地先から
東筑摩郡坂北村字赤松9815番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年 9月24日

道路維持課

長野県計量検定所告示第3号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成16年 9月24日

長野県計量検定所長 小林治男

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
須坂市、中野市、佐久市、東御市のうち北御牧地区千曲市のうち上山田、戸倉、更埴、五加地区、北佐久郡、埴科郡、更級郡、上水内郡	10月25日（月）から26日（火）まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	長野市大字稲葉字八幡田沖 2413番地 11 長野県南俣庁舎
諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡	10月28日（木）から29日（金）まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎内 長野県計量検定所

産業技術課